

補助金は今年度（令和8年度）で最後です！



住宅に設置する防犯カメラなど/
防犯対策用品の
購入・設置費用を補助します

最大
2万円
補助

対象防犯対策用品

対象用品であれば、1回の申請で複数品目の申請が可能です。

防犯カメラ



玄関、自宅まわりの
防犯に効果が期待できます。

カメラ付き
インターホン



訪問者の確認等の
防犯効果が期待できます。

防犯フィルム



窓からの侵入防止
に効果が期待できます。

センサーライト
センサーアラーム



玄関、自宅まわりの
防犯に効果が期待できます。

※ 共同住宅における共有部分（エントランスや自転車置き場等）に対する防犯対策として設置したものは補助の対象外となります。

対象者

新宿区に住民登録のある方

- 申請は、1世帯1回限りです。
- 令和7年度に本事業の補助金交付を受けた世帯は、対象外です。
- 新宿区内の住宅に設置したものに限りさせていただきます。
- 住民税を滞納している方は除きます。

補助割合

2分の1

（購入・設置費用の総額のうち）

補助の上限

2万円

（総額4万円購入・設置分）

- ポイント利用、金券・商品券でお支払いいただいた場合、その部分は補助の対象になりません。
- 千円未満の端数が生じた場合には、切り捨てとなります。（2千円未満は補助対象になりません。）

- 令和8年4月1日の購入・設置分から適用となります。
- 申請期間は令和8年5月1日～令和9年1月31日です。
- 詳細は、区ホームページにてご確認ください。

区ホームページ
2次元コード



問合せ先 新宿区防犯対策用品購入補助センター

平日8:30～17:00

電話 03-5273-5065

概要

新宿区内に**住民登録**があり、
その住宅(新宿区内に限る)に対する防犯対策として、

**防犯カメラ、カメラ付きインターホン、防犯フィルム
センサーライト、センサーアラーム**

を購入・設置(令和8年4月1日以降のもの)した区民に、
購入・設置工事費の**総額の2分の1(上限額2万円)**を補助します。

※共同住宅における共用部分(エントランスや自転車置き場等)に対する防犯対策として
設置したものは、補助の対象外となります。

申請期間

令和8年5月1日 ~ 令和9年1月31日(郵送の場合は、消印有効)

※予算額に達した場合は、予定より早く終了することがあります。

申請方法

申請は、**郵送**又は**電子申請**となります。

下記の①~⑥の書類を下記郵送先に郵送または電子申請により申請してください。

- ① 申請書
- ② 本人確認書類 (マイナンバーカードや運転免許証(裏面も含む)などの写し)
- ③ 領収書 (申請者の氏名、商品名、価格などが記載された領収書などの写し)
- ④ パンフレット等 (防犯対策用品の内容が確認できるパンフレット、カタログ等の写し)
- ⑤ 設置後の写真 (防犯対策用品を自宅に設置した状況の写真)
※カメラ機能付き用品の設置時は、実際に撮影される画像の写真を添付してください。
- ⑥ 振込口座確認書類 (申請者名義の銀行等の振込先口座が確認できるものの写し)

※申請書は、区ホームページからダウンロードしていただくか区役所本庁舎、区内特別出張所
で入手できます。

電子申請

区ホームページ
2次元コード



右記の2次元コードを読み取り、新宿区役所ホームページから
案内に沿って申請してください。

トップページ > 防災・防犯 > 防犯、安心・安全
> 防犯カメラなどの防犯対策用品の購入補助事業について

郵送先

本庁舎ではありません

〒160-0022
東京都新宿区新宿5丁目18番14号
新宿北西ビル5階
新宿区防犯対策用品購入補助センター【郵送専用】